

平成30年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸市民祭協会》

| 監査結果の概要 | 措置内容 | 措置状況 |
|--|--|---------------------------|
| <p>(1) 指摘事項</p> <p>① 会計に関する事務</p> <p>ア 補助金にかかる事務を適正に行うべきもの</p> <p>協会では、神戸まつり各区協賛会に対して、まつりに関連する各区事業の実施のために、「神戸まつり各区協賛会補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。要綱では、各区協賛会は補助事業終了後、実績報告書を提出するものとされている。</p> <p>平成29年度において、一区の協賛会は、実績報告書の提出が遅れ、実績見込額をもとに総会において決算の承認を受けている。</p> <p>総会の日までには実績報告書の提出を求めるべきである。</p> <p>(2) 意見</p> <p>① 支出事務について</p> <p>協会では口座振込で支出を行っており、振込依頼書に金額及び手数料を記入の上、取引銀行の窓口で手続を行っているが、支出決裁を起案するにあたって手数料の金額誤りによる訂正が数多く見受けられた。</p> <p>口座振込は現金を取扱わなくても支出できるが、振込にかかる事務も煩雑である。</p> <p>支払にかかる事務の軽減のため、ネットバンキングを導入するなど、事務の簡素化、効率化のための対策を検討されたい。</p> | <p>総会資料作成時において、各区からの提出物内容のチェックを徹底した。</p> <p>ネットバンキングの導入にあたっては、パスワードの管理方法や出金時の決裁方法が構築できておらず、担当者一人で入出金の手続きが完結してしまう可能性があることから、事故発生等のリスクが高いと思われる。</p> <p>今後、公金外現金の廃止に伴い現金管理の民間委託等による事務の簡素化・効率化を引き続き検討していく。</p> | <p>措置済</p> <p>他の方法で対応</p> |